

第4節

恩納通信所跡地に係る PCB 等 含有汚泥の処理

(平成8年3月5日)

....Outline....

平成8年3月5日、前年11月30日に返還された恩納通信所の汚泥処理槽内の汚泥から PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の有害物質が検出された。那覇防衛施設局は、平成8年3月19日、この事実を公表し、以後米国政府、関係地方公共団体等との調整を経て、航空自衛隊恩納分屯基地内に当該汚泥の一時保管施設を建設し、平成10年3月、同所において保管を開始した。

● PCB 等含有汚泥発見の経緯

平成7年11月30日、恩納通信所が米軍から返還され、那覇防衛施設局が原状回復のため同通信所跡地内の建物、工作物の撤去工事を実施していた際、近隣農家から同通信所内の汚水処理槽（縦約8m、横約20m、深さ約2.8m）に堆積している汚泥を肥料として利用したいとの申し出があり、平成8年2月、「肥料取締法」（昭和25年法律第127号）に基づく検査を実施したところカドミウム及び水銀が検出された。このためその他の有害物質の含有についても調査したところ、平成8年3月5日、当該汚泥から PCB 及び鉛が検出された。

那覇防衛施設局は、同月19日、この事実を公表し、同年6月以降、沖縄県との調整を踏まえ、改めて当該汚泥について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」（昭和45年法律第137号）等関係法令に基づく溶出検査を実施するとともに、当該汚水処理槽以外の同通信所跡地についても土壤汚染調査を実施した。

この結果、当該汚泥から、廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物に該当する値の PCB 及び水銀が検出され、平成8年10月2日、この結果を公表した。なお、汚水処理槽以外の土地からは有害物質は検出されなかった。

● 一時保管の開始

那覇防衛施設局は、当該汚泥を他の施設・区域内において保管する方向で、現地米軍だけでなく防衛施設庁本庁を通じて在日米軍司令部及び米国大使館とも協議を進めたが、進

展がみられなかった。

このため、航空自衛隊、恩納村等との調整を経て、平成9年10月、航空自衛隊恩納分屯基地内に当該汚泥の一時保管施設を建設することとし、同年11月、当該汚泥（約104トン）を汚水処理槽から抜き取り、二重のビニール袋を敷いたドラム缶（694本）に収納した。同年12月22日、那覇防衛施設局施設部長と志喜屋恩納村長との間で当該汚泥の管理等に関する確認書を取り交わし、平成10年3月、同分屯基地内に建設した一時保管施設に当該汚泥を搬入し、保管を開始した。

● 汚泥処理方法の検討

平成10年当時、PCB含有汚泥の処理技術が確立していなかったことから、当該汚泥の処理方法に関する知見を得るために、平成11年度に「紫外線分解・生物処理法」によるサンプル試験を、平成12年度に法的に認められている処理方式（「脱塩素化分解法」、「超臨界水酸化分解法」など）について技術的な適合性、費用、施設の規模及び設置の容易さ等を総合的に調査・検討した。これらの結果、「超臨界水酸化分解法」（オルガノ（株）が開発）が最も有力な処理方法であるとの知見を得た。

平成13年6月、この知見に基づき、防衛施設庁本庁において「超臨界水酸化分解法」によって当該汚泥の処理を推進することを決定し、平成13年度に同法によるサンプル試験を、平成14年度に実証試験を実施し、当該汚泥が安全かつ確実に処理できることを確認した。

一方で、平成14年2月、航空自衛隊恩納分屯基地内の汚水処理施設内の汚泥からもPCBが検出されたことから、防衛庁内での調整を経て、平成15年7月、この汚泥についても那覇防衛施設局において米軍恩納通信所跡地から発見された汚泥とあわせて処理することとした。

● 汚泥処理施設設置の決定と取りやめの経緯

「超臨海水酸化分解法」の実証試験の結果と当該汚泥を他の場所に移動することが現実の問題として困難であることを踏まえ、平成15年11月20日、那覇防衛施設局長は志喜屋恩納村長に対し、恩納分屯基地内に処理施設を設置した上で同法により処理することを申し入れるとともに、平成16年4月から5月にかけて、恩納村議会議員、地元住民等に対する説明会を実施し、志喜屋恩納村長から、同年9月17日、「当該汚泥の処理に伴って発生する処理水を恩納村内の河川に放流・排出しない」などを条件に処理施設設置を受け入れる旨回答を得た。

これを受け、平成16年度及び平成17年度、処理水を村内に排出しない方法についての検討を行うとともに、処理施設の設置について廃棄物処理法に基づく沖縄県知事の許可を受けるために必要な生活環境影響調査を実施した。

その後、那覇防衛施設局は、適宜恩納村当局と調整しつつ処理施設の設置に必要な事務を進め、平成17年12月下旬に処理施設の設置工事に係る入札公告を行うこととしていたが、同年12月8日、志喜屋恩納村長は那覇防衛施設局長に対し、当該汚泥を「村内で処理することなく、日本環境安全事業株式会社（JESCO）において早期に処理するよう調整に努めること」との要請を行った。

これを受け、那覇防衛施設局は、当該汚泥の処理方針について改めて検討したところ、処理時期は未定であるもののJESCOにおいて当該汚泥の確実な処理が可能と見込まれたため、志喜屋恩納村長の意向を踏まえ、恩納分屯基地における処理施設の設置を取りやめ、将来、同社において当該汚泥の処理が可能となった時点で委託することとし、それまでの間、引き続き、当該汚泥を同分屯基地内において保管することとした。



PCB汚泥の一時保管施設

● 今後の展望

JESCOは、平成18年12月の那覇防衛施設局施設部長からの照会に対し、当該汚泥の処理が可能となる北九州第2期事業を平成20年度には開始したいとし、また、当該汚泥の処理についても、地元の事情を斟酌し、可能な限り早期に実施できるよう調整していきたいとしているが、平成19年7月現在、その具体的時期については未定としている。

このため、平成19年度、那覇防衛施設局は、当該汚泥の保管開始から約10年を経過したこと、今後も相当期間保管を継続すること等を踏まえ、当該汚泥を保管しているドラム缶の状態が今後の保管に適うものであるかの確認を実施することとしている。